

広島県告示第六百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年五月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クレール心療クリニック	三原市城町一丁目八番一号三原駅前ビル二階	令和八年四月一日
クルーズ薬局 頼兼店	三原市頼兼一丁目一番四号	令和八年四月一日
因島センター薬局	尾道市因島中庄町二四三〇番地四	令和八年三月一日
クルーズ薬局 天満町店	尾道市天満町一六番一四号七	令和八年四月一日
プレひまわり薬局 府中高木店	府中市高木町二〇六番地一	令和八年五月一日
みわた消化器内科・内視鏡クリニック	東広島市西条町助実一二一六番地二	令和八年五月一日
ぼんぼこクリニック	東広島市西条町助実一二一六番地二	令和八年五月一日
なかた内科医院	東広島市八本松南五丁目九番一四号	令和八年四月一日
西条すこやか内科	東広島市西条町助実一一七二番地三階	令和八年四月一日
康仁薬局 黒瀬店	東広島市黒瀬町檜原六四六番地四	令和八年四月一日
さんくす薬局 西条店	東広島市西条町御菌宇四二八四番地一	令和八年四月一日
さんくす薬局 高屋店	東広島市高屋町杵原一八二六番地一	令和八年四月一日
くるみ薬局 黒瀬店	東広島市黒瀬町兼広一三九番地一	令和八年四月一日
さんくす薬局 田口店	東広島市西条町田口二七二一番地一	令和八年四月一日

康仁薬局 熊野店	MBフレンド歯科	クルーズ薬局 海田店	くるみ薬局 海田店	康仁薬局 海田店	海田心療内科メンタルクリニック	実の利訪問看護ステーション	康仁薬局 府中店	みんなの訪問クリニック	康仁薬局 宮内串戸店	康仁薬局 廿日市中央店	かえで眼科	廿日市駅前さだにクリニック	さんくす薬局 寺家駅店
安芸郡熊野町出来庭三丁目三番二四号	安芸郡熊野町出来庭二丁目二番一号	安芸郡海田町西浜四番二二番二	安芸郡海田町窪町一番二三号JR海田市駅NKビル	安芸郡海田町窪町二番一四号	安芸郡海田町新町一一番二〇号丹京ビル一階	安芸郡府中町瀬戸ハイム一丁目六番五号	安芸郡府中町本町五丁目五番一号	安芸郡府中町柳ヶ丘一番地五〇	廿日市市串戸四丁目一四番一四号	廿日市市下平良一丁目三番三六号	廿日市市下平良二丁目二番一号ゆめタウン廿日市三階	やうち廿日市駅前ビル二階	東広島市寺家駅前一四番一七号
令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年五月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年五月一日	令和八年五月一日	令和八年四月一日